



大切な森林を守るため 「間伐」を支援しています!!



森林は水を蓄え、土砂やなだれによる災害を防ぐなど、県民の生活にとって数々の重要な役割を持っています。

現在、いままでに植林されてきたほとんどの森林は、間伐をしなければならない時期を迎えております。

間伐をおこない、丈夫で価値のある木にさせていただくため、福井県では、下表による補助事業を行っております。

【間伐の補助】

下表の補助金額は、30%の間伐を想定して算出しています。このため、間伐率や成立本数などに応じて補助金額が変わります。

＜平成21年度適用＞

補助条件	面積	対象林令等	伐採本数等	搬出距離	補助金額の目安 (1ha 当り)	その他				
国の補助事業	森林 施業 計画 の認 定を 受け た者	1 施行地 0.1ha 以上 かつ施行地合計面積 が、0.5ha 以上の場合。	11 年生 ～ 20 年生	全体本数の 30%以上		国と県の補助金を合わせて 138,000 円	※搬出する場合、その経費を 県が一部補助します 4,000 円/m ³			
			21 年生 ～ 35 年生	全体本数の 30%以上		〃 160,000 円				
			36 年生 ～ 45 年生	全体本数の 30%以上かつ、伐採木の 80%以上を搬出	50m未満	〃 302,000 円	間伐等推進団地内に限る。 または、 機能増進保育（抜き伐り） に限る。			
					50m以上	〃 366,000 円				
			46 年生 ～ 60 年生	全体本数の 20～30%かつ、伐採木の 80%以上を搬出	50m未満	〃 282,000 円	機能増進保育（抜き伐り） に限る。			
					50m以上	〃 346,000 円				
			県単 独補 助事 業	個人 で 実 施	1 施行地 0.1ha 以上 施行地合計が 0.5ha 未満の場合。	11 年生 ～ 20 年生	全体本数の 30%以上		県と市町の補助金を合わせて 65,000 円	※ 搬出する場合、その経費を 県が一部補助します 4,000 円/m ³
						21 年生 ～ 35 年生	全体本数の 30%以上		〃 75,000 円	
36 年生 ～ 45 年生	全体本数の 30%以上					〃 78,000 円				
46 年生 ～ 60 年生	全体本数の 30%以上					〃 78,000 円				

国の補助事業の採
択要件にのれない
場合には、県の補助
制度があります。

- 注) ① 上記補助金額は、森林所有者個人が施業を実施した場合です。森林組合へ施業を委託した場合の補助金額ではありません。
 ② 「国の補助事業」欄の「森林施業計画の認定を受けた者」の補助金額は森林施業計画に基づき実施した場合の一般的な金額であり、表以外の条件(成立本数、伐採率等)により変わります。また、実際の負担金等については森林組合等の手数料等により変わります。
 ③ 「県単独補助事業」欄の補助金額は市町の補助額等により変わります。
 ④ 上記「除間伐」以外の造林・保育等施業についても補助を行っています。
 ⑤ 今年度より3年間(H21～H23)限定で新たな間伐補助制度が創設されました。詳しくは、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 最寄りの森林組合、各農林総合事務所林業部(課)・嶺南振興局へ

福井県のホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/>
 福井県森林組合連合会 <http://www.fukuimoriren.jp/>

